

法務省民二第354号  
令和2年4月15日

法務局長 殿  
地方法務局長 殿

法務省民事局民事第二課長  
( 公 印 省 略 )

電力システム改革に伴う分社化に係る登記申請業務の下部委譲について  
(通知)

標記の件について、別紙甲号のとおり北陸電力送配電株式会社代表取締役から民事局長宛てに照会があり、別紙乙号のとおり回答しましたので、この旨を貴管下登記官に周知方お取り計らい願います。

令和2年4月9日

法務省民事局長 殿

富山県富山市牛島町15番1号  
北陸電力送配電株式会社  
代表取締役社長

電力システム改革に伴う分社化に係る登記申請業務の下部委譲について（照会）

謹啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、弊社は、電力システム改革に伴い、2020年4月1日に一般送配電事業を北陸電力株式会社より承継いたしました。それにより、電力供給の用に供するための用地買収、送電線下の地役権の設定等の登記申請に関する業務についても承継いたしました。

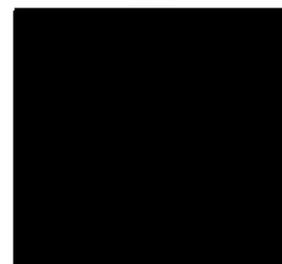
北陸電力株式会社においては、これらの登記申請業務について、代表取締役より当該業務機関の長に下部委譲を行った上で、当該業務機関の長を申請人として実施しておりました。

つきましては、弊社におきましても、従来と同様に業務機関の長を申請人とした取扱いとし、また、包括委任状について、別添のとおりにいたしたく考えますが、この取り扱いで差し支えないか貴省のご意見を賜りたく、ご照会申し上げます。

謹白

（添付資料）

委任状（案）



## 委任状(案)

〇〇市〇〇町〇〇 △番△号  
北陸電力送配電株式会社  
(出先機関の長) 〇〇 〇〇

私は、上記の者を代理人と定め、(西暦)年△月△日から(西暦)年△月△日に至る期間において、次の事項に関する一切の権限を委任します。

1. 北陸電力送配電株式会社を登記権利者又は登記義務者とする土地若しくは建物について、所有権移転の登記(仮登記を含む)の申請及び北陸電力送配電株式会社を当事者とする契約の締結
2. 北陸電力送配電株式会社を登記権利者又は登記義務者とする地役権、地上権、賃借権の設定、変更、更正の登記(仮登記を含む)及び登記の抹消の申請並びに地役権、地上権、賃借権の設定契約、変更契約及び登記の抹消契約の締結
3. 北陸電力送配電株式会社を地役権者とする地役権、北陸電力送配電株式会社を地上権者とする地上権及び北陸電力送配電株式会社を賃借権者とする賃借権が設定されている土地の所有権を北陸電力送配電株式会社が取得した場合における権利の混同を原因とする当該地役権、地上権及び賃借権の登記の抹消の申請並びに当該地役権、地上権及び賃借権が権利の混同により消滅したことの証明
4. 北陸電力送配電株式会社所有の土地について、分筆、合筆、更正、変更及び保存の登記の申請並びに地図訂正の申し出
5. 北陸電力送配電株式会社を地役権者とする地役権の登記の申請に添付すべき地役権の範囲を証する情報及び図面の作成
6. 北陸電力送配電株式会社が所有する建物について、表題登記、表題部の更正、表題部の変更、保存及び滅失の登記の申請
7. 北陸電力送配電株式会社が所有する土地、建物及び権利を有する土地、建物について、登記名義人の氏名若しくは名称又は住所についての変更の登記の申請
8. 上記1から7の登記申請の取下げ及びその場合の申請書添付書類の原本還付請求とその受領並びに登録免許税の現金還付証明書交付請求又は再使用証明の請求とその受領
9. 上記1から7の登記申請についての登記識別情報及び登記完了証の受領並びに委任状及び資格証明書の原本還付請求とその受領
10. 上記1から7の登記の電子申請における登記識別情報の暗号化及び復号に関する一切の権限
11. 上記1から10の登記申請についての復代理人の選任

(西暦)年△月△日

富山市牛島町15番1号  
北陸電力送配電株式会社  
代表取締役社長 〇〇 〇〇

法務省民二第355号

令和2年4月15日

北陸電力送配電株式会社

代表取締役 殿

法務省民事局民事第二課長

( 公 印 省 略 )

電力システム改革に伴う分社化に係る登記申請業務の下部委譲について

(回答)

本年4月9日付けをもって照会のありました標記の件については、貴見のとおり取り扱われて差し支えありません。

なお、この旨を法務局・地方法務局に通知しましたので、申し添えます。